

令和8年第2回蔵王町農業委員会総会議事録

第2回蔵王町農業委員会総会は、令和8年2月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番 阿部 枝織	2番 平間 拓也	3番 相澤 国弘
4番 勅使瓦 幸一	5番 我妻 壮一	6番 村上 利雄
7番 杉山 由美子	8番 平間 栄	9番 山家 一彦

計9名

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

1番 三沢 敏朗	2番 我妻 敬一郎	3番 齋藤 秀俊
4番 村上 智彦	5番 大和 憲男	6番 伊藤 政美
7番 平間 昭男	8番 鈴木 好和	9番 大谷 啓一
10番 川村 富士男	11番 佐藤 勝浩	12番 佐藤 雄一
13番 伊藤 杜夫		

計 13 名

欠席農業委員は次のとおりである。

※全員出席

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

※全員出席

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	山家 信行
書記	佐藤 和博 齋藤 真澄

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3	報告事項2 使用貸借権の合意解約による通知について
日程第4	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限）
日程第6	第3号議案 非農地証明願について
日程第7	第4号議案 農地の賃借料情報の提供について
日程第8	第5号議案 令和8年度農作業労働賃金標準額の改定について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、農業委員の全員が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第2回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。（午後1時30分）

議	長	これより会議を開きます。
議	長	只今の出席委員は農業委員7名、推進委員13名であります。3番相澤国弘委員、8番平間栄委員は遅れるとのこととあります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
議	長	これより、令和8年第2回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
		本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議	長	日程第1議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録指名委員は、蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、3番相澤国弘委員、4番勅使瓦幸一委員の2名を指名いたします。
議	長	日程第2報告事項1「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に報告をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により報告]
議	長	報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質疑がございませんので、日程第2報告事項1を終わります。
議	長	日程第3報告事項2「使用貸借権の合意解約による通知について」を議題といたします。事務局に報告をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により報告]
議	長	報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質疑がございませんので、日程第3報告事項2を終わります。
議	長	日程第4第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により説明]
事務局	長	(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等については3名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
		[6番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
7番委員		7番の売買価格を教えてください。
事務局		[回答]
議	長	他に質問はございませんか。

議	長	[なしの声あり] 質問がございませんので採決いたします。日程4第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議	長	[異議なしの声あり] 異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり承認されました。
議	長	次の日程第5第2号議案は、議事参与の制限がございます。今回の議案は複数の委員が該当しております。はじめに[]委員の退席を求めます。 []委員退席]
議	長	日程第5第2号議案、議案番号8番、9番「農地法第3条の規定による許可申請について(参与制限)」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長		[事務局長朗読により説明]
事務局 長		(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等につきましては、3名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [6番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
7番 委員		9番の売買価格を教えてください。
事務局		[回答]
議	長	他に質問はございませんか。
議	長	[なしの声あり] 質問がございませんので採決いたします。日程第5第2号議案、議案番号8番、9番は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議	長	[異議なしの声あり] 異議なしと認めます。よって第2号議案、議案番号8番、9番は原案のとおり承認されました。我妻壮一委員の入場を許可します。 []委員入場]
議	長	次に議長を務める私が退席となりますので、退席している間、会議規則第5条第2項の規定により、職務代理者に議長をお願いします。 []
職務代理者		会長が退席している間、代わって議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
議	長	それでは日程第5第2号議案、議案番号10番「農地法第3条の規定による許可申請について(参与制限)」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長		[事務局長朗読により説明]
事務局 長		(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しない

		ため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細につきましては、別紙調査書のとおりであります。また、現況等につきましては、3名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
		[6番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
7 番 委 員		売買価格を教えてください。
事 務 局		[回答]
議	長	他に質問はございませんか。
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第5第2号議案、議案番号10番は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって第2号議案、議案番号10番は原案のとおり承認されました。[REDACTED]の入場を許可し、議長の任を会長に返します。
		[REDACTED]
議	長	日程第6第3号議案「非農地証明願について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長		[事務局長朗読により説明]
事 務 局 長		(説明後に) なお、現況等につきましては、3名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
		[6番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第6第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。
議	長	日程第7第4号議案「農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局		(事務局担当者朗読により説明)
議	長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質問がございませんので、採決いたします。日程第7第4号議案は原案のとおり公表することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって第4議案は原案のとおり公表することに決しました。

議 長	日程第8第5号議案「令和8年度農作業労働賃金標準額の改定について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長	(事務局長朗読により説明)
議 長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
8 番 委 員	2月18日に蔵王町農業労働力調整協議会ということで、何人か農業委員の中から選ばれて、私が会長ということで審議しまして、その際に今、説明があったとおりなのですが、最後の方で「色彩選別」、後で例を出しますと「もち米にカメムシが入っていたので選別して下さい」と袋1本くらい持ち込まれる方が1人か2人いたようです。それが手間のかかるものなので、ここには■■■■円になっていますが、「農協あたりでは、■■■■円で1本だけ特別にやるようなので、それを入れてはどうか」ということで皆さんにお諮りしたところ「いいです」となりましたが、後になって本人から「数が少ないので取り消して欲しい」という申し出がありまして、今回、元の原案に戻しましたので、先日の委員の方には、ご了解いただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。
議 長	色彩選別の■■■■円を上げたのですか。
8 番 委 員	これにプラスアルファで、「1本だけ特別持込みの場合は、770円をもらってもいいのではないか」という案が出てきたものです。
議 長	それを協議会で決定したものを「決定したのに直した」ということですか。
8 番 委 員	本人から「取り消してください」と言われまして、やむを得ないのではないかとということです。
事務局 長	今回はその部分を抜いた状態で提案させていただいたものです。
8 番 委 員	「摘要に米印をつけて、770円と入れて下さい」と申し入れがあったのですが。
4 番 委 員	先ほどの説明でありますと全国的にも上がっているということで、■■%の上昇で計算したということですが、今、8番委員から話があり、他の委員から農機具代なり、資材がかなり高騰しているの、話しはでなかったのですか。「■■%でいいのかな」と思ったものですから。
8 番 委 員	仙南地区を調べても蔵王町が一番早い。前例が無いし、全国の会議所と県の最低賃金などを鑑みてやったが、「もう少し上げていいのではないかな」という意見もありましたが、「■■%で仕方ないのではないかな」ということでまとまったわけです。
4 番 委 員	経営者の側からしますと、かなり上がっているの、作業の方でも上昇するのは当たり前ですし、逆に言えば農作業の「一般作業」の賃金については、安い方がいいのですが、「この金額で大丈夫なのか。この金額で人がくるのか」と思ったものですから。その辺の話はでなかったのですか。
議 長	協議会に誰か出席した方がいますが。1番推進委員は委員になっていたと思いますが。1番推進委員から一言お願いします。

1 番推進委員	「多少上げた方がいい」という意見がでましたが、先ほど8番委員が言ったとおり蔵王町が最初であるので、「そのくらいでいいのではないか」ということで決まったようです。
8 番 委 員	一般農作業について、 円ですが、宮城県の最低賃金が1時間あたり 円で、かける8時間であればこの金額前後になりますが、「一般作業というのは、重労働もあるのではないか。 円の2案を作って、軽作業と重作業に分けてはどうか」という意見もでました。ただ、これについては、「お互いに話し合いで決めた方がいいのではないか」ということでまとまりました。確かに「値上げした方がいい」という意見もありました。
事 務 局 長 議 長	※蔵王町を除く仙南2市6町の過去3年の値上げの状況について説明 私は協議会に諮問をして、委員に決めてもらい答申を受ける立場です。一応、8番委員からもありましたが、本来であれば協議会で決めたものは、なるべく変えないで提出するようにして、私が思ったのは、農機具がこれほど高くなっているのに「これしか上げなくていいのか」と思いますし、機械の損料プラス人件費です。私は「もう少し上がってもいいのかな」と。ただし、これは私的な見解です。場所の問題や生産効率が良いところや、作業効率が良いところであれば安くしてもいいのではないかと思います。一昔から比べれば皆さん受委託といいますか、作業委託は少なくなっていると思います。全面委託の方が多くなっていると思います。色々と意見はあると思いますが、この中で協議会の委員の方が5、6名いると思うので、来年にそれを反映させて頂きたいと思います。以上です。よろしいですか。
8 番 委 員	今、 からもありましたが、春闘でも %くらい上がっていますし、労働力不足で値上げ傾向なので、農業委員会でも委員に選ばれていっていますが、任期が2年ありますので、来年も今回なった人が出席してもらうようになるので、流れとしては値上げ傾向にあるので、皆さんもし何かあれば来年に反映できると思うので、何かご意見がありましたら。
2 番 委 員	たしか私は、去年まで委員でしたが、去年まで何年間もずっとそのままでした。蔵王に関しては、据え置きでいって去年、上げるように言いましたが上げませんでしたので、今回、ちょっと上げることになりましたが、それは分かります。あとは蔵王町が最初だからというのであれば、前例がないなら、蔵王町が前例になればいいだけの話しで。「蔵王町が最初だから決められない」というのはおかしくて、「蔵王町が最初だから決められる」というマインドで会議に臨むべきなのではないかと私は思います。これは私見ですが。
8 番 委 員	全国や東北を参考にしました。難しい課題ですが。
5 番 委 員	機械は整備をしているわけですから。効率的にも考えないと。 %はあくまでも人件費の上昇率だけです。機械を含めた作業代は %なんてとてもじゃないが。もっと %から %、もしかすると %くらい上げてやらないと。一般作業はある程度仕方ないとしても。最低賃金がありますから。そ

事務局 長	うしたことも考慮して。次回に。 次回は9年度でしょうか。全部ではなく、「個別に一つずつ考えていくように」との指摘であるということでしょうか。
5 番 委 員	そういうことです。
議 長	委員になった方々が、あくまでもある程度の受託をしている方々の意見も尊重したうえで「それでいい」ということですので。
2 番 委 員	でもこれは標準額です。
議 長	そうです。あくまでもこれは目安です。目安が無いと請求もできないということになりますので。今、皆様から話があったように「やって損をするような状況」ではなかなか大変だと思いますので、そこも意見に反映させて下さい。よろしくお願いします。今年、委嘱状の交付を行い、2年間の任期があります。来年も会議がありますので、よろしくお願いします。
4 番 委 員	ちょっといいですか。関連して。賃借料の話しがでましたが、これはかなり上昇しましたが。物納の場合ですともらった方はこれで良いのかなと思いますが。それと併せて会長は、シルバー人材センターの理事長でもありますので、ちょっと伺いたいのですが一般を雇った場合いくらなのでしょうか。
議 長	[回答]
議 長	他に質問はございませんか。
	[なしの声あり]
議 長	質問がございませんので、採決いたします。日程第8第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
	[異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって第5議案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。(午後2時31分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 8 年 2 月 26 日

議長	山 家 一 彦
3 番	相 澤 国 弘
4 番	新 使 瓦 章 一